

岸和田市農業委員会
第5回（令和5年11月）総会議事録

1 日 時 令和5年11月8日（水） 午前10時～午前11時15分

2 場 所 JAいずみの営農総合センター 2階 研修室1・2

3 議案（その1）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 買受適格証明の交付及び落札後の農地法第3条許可の承認について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請意見聴取について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第7号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

議案第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案（その2）

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号） 農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について

（専決処分第2号） 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分第3号） 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

5 出席委員 13名（定数13名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
〃	3 番	楠本 忠雄	〃	4 番	米本 巧
〃	5 番	大嶋 浩一	〃	6 番	原 世志之
〃	7 番	南 加代子	〃	8 番	塚本 敏雄

〃	9番	久禮 広一郎	〃	10番	西川 徳良
〃	11番	坂田 正行	〃	12番	今本 一成
〃	13番	西村 孝昭	〃	14番	東 昭夫

出席推進委員 12名（定数12名）

推進委員	1番	小山 藤夫	推進委員	2番	松林 茂
〃	3番	永野 六博	〃	4番	黒川 晴之
〃	5番	藪 清仁	〃	6番	川阪 清秋
〃	7番	深井 正清	〃	8番	植田 善三
〃	9番	植田 功	〃	10番	上野 仁
〃	11番	田中 唯夫	〃	12番	田川 隆司

7 欠席委員

8 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、濱担当員

谷口議長（以下「議長」という）、定刻に着席。

議長 それでは、本日、第5回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告いたします。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員13名のうち13名、推進委員12名のうち12名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。

以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申し上げます。12番 今本 一成委員、13番 西村 孝昭委員のご両名をお願い申し上げます。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第1号につきましてご説明いたします。

議案書（その1）1ページをお願いいたします。

本件は、農地法第3条の規定による所有権移転が1件、地上権設定が1件の計2件でございます。

まず1番は、農地の上部で太陽光発電を行う営農型発電設備設置のため、農地法第3条に基づき申請地に地上権を設定し、地上に太陽光パネルを設置し原木椎茸を栽培するものでございます。また、支柱部分を農地法第5条に基づき一時転用を行います。

地上権者は再生エネルギーに関する企画、設計及び売電事業等を営む法人で、経済産業省から再生エネルギー発電事業者の認定を受けております。また、太陽光パネルの下で農業を行う耕作者は、和歌山県でも今回と同様の営農型発電にて原木椎茸の栽培を行っております。

次に、2番につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第1号1番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝区協議会における議案第1号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる11月6日、いずみの農協山滝支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第1号2番について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第1号2番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる11月1日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第1号は原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「買受適格証明の交付及び落札後の農地法第3条許可の承認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第2号につきましてご説明いたします。

議案書（その1）の3ページをお願いいたします。

本件は、民事執行法による農地等の売却に係る買受適格証明が一覧表のとおり計2件でありまして、平成24年3月30日付け23経営第3475号、23農振第3475号の農林水産省経営局長・農村振興局長通知に基づく証明及び許可の承認であります。民事執行法による農地等の売却の処理方法について、買受適格証明書の交付を受けた者が、競売に参加し落札して買受人となり、改めて農地法第3条許可申請がされた場合、買受適格証明の交付時と事情が異なっていると認められた時を除き、本委員会において承認することを議決しておくものとするものとされているため、上程されたものであります。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、慎重に審査した結果、妥当と思われ、所定の添付書類も具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第2号1番・2番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第2号1番・2番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる11月7日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明及び許可の承認をすることに異議ないものと決

しました。

以上でございます。

議長 中央・土生郷地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり証明及び許可の承認をすることに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり証明及び許可の承認をすることに決しました。

議長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第3号についてご説明いたします。

議案書（その1）4ページをお願いいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、岸和田市長から本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は4ページの一覧表のとおり1件でございます。

設定する利用権ですが、4ページの農用地利用集積計画一覧表のとおり、1番の設定する利用権は賃借権で、期間は告示日から10年間でございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、妥当であるとの報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第3号1番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第3号1番の農地に対する審

滝地区協議 議の結果を報告いたします。

会会長 本件に関しまして、さる 11 月 6 日、いずみの農協山滝支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議 長 東葛城・山滝地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 3 号は原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は原案のとおり決定することに決しました。

議 長 次に、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題といたします。

事務局 議案の内容は、事務局から説明いたします。

上程されました、議案第 4 号につきましてご説明いたします。

議案書（その 1） 5 ページをお願いいたします。

本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸付申出書及び農地の借り受希望者から農地借受申出書が申請され、事前に大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に基づき、大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

設定する利用権ですが、5 ページから 7 ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおり、1 番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで、2 番及び 4 番から 7 番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで、3 番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和 6 年 2 月 27 日から令和 11 年 2 月 28 日までです。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第 1 条による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、大阪府みどり公社に計画の作成を要請することを行うことが妥当であると報告を受けております。

以上でございます

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議長 議案第4号1番・2番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第4号1番・2番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

議長 本件に関しまして、さる11月2日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり要請することに異議ないものと決しました。

議長 以上でございます。

議長 続いて、議案第4号3番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第4号3番に対する審議の結果を報告いたします。

議長 本件に関しまして、さる11月6日、いずみの農協山滝支店において慎重に審議した結果、原案のとおり要請することに異議ないものと決しました。

議長 以上でございます。

議長 続いて、議案第4号4番から7番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第4号4番から7番に対する審議の結果を報告いたします。

議長 本件に関しまして、さる11月7日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり要請することに異議ないものと決しました。

議長 以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第4号は原案のとおり要請することに決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

議長 よって、議案第4号は原案のとおり要請することに決しました。

議長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。

事務局 議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第5号についてご説明いたします。

議案書（その1）8ページをお願いいたします。

本件は、農地の上部で太陽光発電を行うため、農地法第5条に基づき営農型発電設備の支柱部分を一時転用するものでございます。

他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しております。

設置する太陽光パネルの枚数は600枚で、許可日から10年間の期間である一時転用を行い農地に設置する支柱の本数は123本、計0.55㎡、引込柱2本、計0.02㎡の合計0.57㎡でございます。

被設定人は経済産業省から再生エネルギー発電事業者の認定を受けております。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、所定の添付書類も具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議長 議案第5号1番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第5号1番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる11月6日、いずみの農協山滝支店において慎重に審議した結果、原案のとおり意見聴取することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第5号は原案のとおり意見聴取することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり大阪府農業会議に意見聴取することに決しました。

山直上地区協議会会長 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

議長 上程されました議案第6号についてご説明いたします。

議案書（その1）9ページをお願いいたします。

本件は、農地法第5条の規定による許可申請で、賃借人が、一覧表のとおり申請地を賃貸借権設定し、店舗を建設する農地転用で、農地区分については、沿道に水管、下水管、ガス管のうち2種類以上埋設されており、また概ね500m以内に公共施設及び医療施設が存在することから、第3種農地と判断しております。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、「開発許可に伴う事前協議書の写し」、賃借する法人の定款等所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第6号1番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第6号1番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる11月2日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 山直下地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第6号は原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 意義なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第7号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第7号についてご説明いたします。
議案書（その1）10ページをお願いいたします。
本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続の税納税猶予を受けるための適格者証明が、一覧表のとおり1件でございます。
この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。
以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。
議案第7号1番について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第7号1番に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる11月1日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 八木・城北・春木地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第7号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員 意義なし

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第7号は原案のとおり証明することに決しました。

議長 次に、議案第8号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。
議案の内容は、事務局から説明いたします

事務局 議案書（その1）11ページから15ページをお願いいたします。
本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、一覧表のとおり21件でございます。
この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けて

おります。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第8号1番から3番、4番の内土生郷地区に対する農地、5番及び6番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第8号1番から3番、4番の内土生郷地区に対する農地、5番及び6番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる11月7日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第8号7番の内有真香地区の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第8号7番の内有真香地区の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる11月2日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第8号8番・9番、10番の内八木地区の農地及び11番から15番について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第8号8番・9番、10番の内八木地区の農地及び11番から15番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる11月1日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第8号4番、7番の内南掃守地区の農地及び16番から18番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第8号4番、7番の内南掃守地区の農地及び16番から18番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる11月7日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第 8 号 10 番の内山直下地区の農地及び 19 番から 21 番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区 協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第 8 号 10 番の内山直下地区の農地及び 19 番から 21 番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 11 月 2 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議 長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 8 号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は原案のとおり証明することに決しました。

議 長 次に、議案書（その 2）専決処分の報告に移ります。

報告第 1 号 専決処分の報告について

（専決処分第 1 号） 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知確認について

（専決処分第 2 号） 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について

（専決処分第 3 号） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

以上を一括して報告いたします。

報告の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案書（その 2）をお願いいたします。

上程されました 1 ページの報告第 1 号「専決処分の報告について」、岸和田市農業委員会に関する規定第 19 条の規定により、別紙の専決処分第 1 号から第 3 号につきまして、一括して専決処分を行ったことをご報告いたします。

専決処分を行った専決処分第 1 号から第 3 号につきまして、一括してご説明いたします。

上程されました専決処分は、いずれも令和 5 年 9 月 21 日から 10 月 20 日までに届出等がなされたものであります。

まず、1 ページの専決処分第 1 号「農地法第 18 条第 6 項による解約通知確認について」ですが、2 ページの一覧表のとおり 1 件でございます。

これは、賃借人と貸貸人との間で合意解約したもので令和 5 年 10 月 18 日に専

決処分を行いました。

次に、3ページの専決処分第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出で、4ページ、5ページの一覧表のとおり、9月21日から9月29日までが2件で令和5年10月5日に専決処分、10月11日から10月20日までが2件で令和5年10月25日に専決処分を行いました。

次に、6ページの専決処分第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内における農地転用の届出が、7ページから9ページの一覧表のとおり、所有権移転が9月21日から9月29日までが1件で令和5年10月5日に専決処分、所有権移転が9月30日から10月10日までが1件で令和5年10月16日に専決処分、所有権移転が10月11日から10月20日までが1件で令和5年10月25日に専決処分を行いました。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。
委員 異議なし
議長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。
議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。
委員さんから何かございませんか。
特段ないようですので、これで第5回総会の議事を終了いたします。

令和5年11月8日

議長 谷口 敏信

委員 今本 一成

委員 西村 孝昭